

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会  
生活福祉教育常任委員会 会議記録  
【 生活環境課 】

招集年月日	令和4年3月10日（木）		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和4年3月10日（木） 13:30 ～ 16:21		
出席委員  (6名)	委員長 戸部 誉	副委員長 松本 正明	委員 山田 照雄 丹野 敏彦 委員 【一般会計補正予算 案から途中入場】
欠席委員  (0名)			
出席職員  (5名)	【生活環境課】 課長 近藤 比成 主査 渡辺 祥達 主任 石川 猛 主事 高橋 真也 主事 小野 舜		

付託事件	議案第7号 大潟村集合型村営住宅条例案
	議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について
	議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）
	議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案（2）
	議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案（2）
	議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案（1）
	議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案（3）

発言者	発言要旨
戸部委員長	開会します。（13:30） ただいまから、生活福祉教育委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達しておりますので、この委員会は成立します。

発言者	発言要旨
	<p>委員会の会議記録の作成は当局にお願いいたします。</p> <p>なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。</p> <p>当委員会に付託された議案は、</p> <p>議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」</p> <p>議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」</p> <p>議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について」</p> <p>議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）」</p> <p>議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案（2）」</p> <p>議案第33号「令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案（3）」</p> <p>議案第34号「令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案（3）」</p> <p>議案第35号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案（2）」</p> <p>議案第36号「令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案（1）」</p> <p>議案第37号「令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案（5）」</p> <p>議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案（3）」の以上11件です。</p> <p>それでは当委員会に付託された議案について審査に入ります。</p> <p>はじめに生活環境課関係部分から審査し、福祉保健課、教育委員会と順次進めてまいります。</p> <p>はじめに議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」について当局の説明を求めます。</p>
高橋主事	【資料に基づき説明】
戸部委員長	<p>当局からの説明が終わりました。</p> <p>質疑及び意見を求めます。</p>
菅原（史）委員	この条例案は定住化促進住宅条例を基本にしたとのことですが、定住化促進住宅条例と違う点だけ教えてください。
高橋主事	まずは第8条入居者の資格第1項の1号と2号の表現と順番が違います。

発言者	発言要旨
	<p>集合型村営住宅は村外からの移住者を優先としたものではないため、村内に居住又は勤務している者という条件を1号に掲げております。</p> <p>同条第2項について、定住化促進住宅では地域の活性化と人口減少対策を考慮して入居資格の特例を設けることができるとしておりますが、この条例案の文言は既存の北1丁目の村営住宅条例に規定された文言としております。</p> <p>もうひとつは料金の額の違いです。</p> <p>以上が定住化促進住宅との違いになります。</p>
菅原(史)委員	<p>定住化促進住宅条例第2項の入居者資格の特例を削除して、集合型村営住宅案には村長の権限として特例を第2項に規定したということでしょうか。</p>
高橋主事	<p>おっしゃるとおり、定住化促進住宅は村外からの移住・定住を目的とした表現になっておりますので、新しい条例案では違う表現で規定しております。</p>
戸部委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
山田委員	<p>第16条には敷金の扱い方が規定されてますが、退去時には補修等の費用が発生するはずですが、その点をここでは規定していないのですか。</p>
高橋主事	<p>現状の運用では退去時にクリーニング等の維持補修費は退居者から負担いただいております、その費用分をこの敷金で充て、残った額を還付しております。もし、敷金のなかでまかなえない額の費用が発生した場合はその分を別途負担していただきます。</p>
山田委員	<p>そのことについては条例に規定されてないです。</p> <p>第19条には費用負担のことについて定められてはいますが、退居時については定められてないです。どこかに記載がありますか。</p>
高橋主事	<p>この負担の方法については第16条第3項のその他の債務不履行という部分を根拠としております。</p>
山田委員	<p>これは不履行ではないです。条例に定めていないだけだと思います。</p> <p>退居時の障子の貼り替えとかの補修も不履行になるのですか。</p>

発言者	発言要旨
高橋主事	第21条入居者の保管義務第1項に入居者は、当該集合型村営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならないと定められております。これを根拠に退居時のクリーニング等はその他の債務の不履行に当てはめて運用しております。
黒瀬委員	現状で定住化促進住宅では退居時どのくらいの費用が発生しているのか、敷金の扱いについて今の条例で問題なくおこなえているのか教えてください。
高橋主事	現状は特に問題なくおこなえております。 退居時の費用については、現在の実績ではクリーニング費用として1LDKは約40,000円、2LDKは約50,000円、3LDKは約65,000円となっております。
菅原(史)委員	退居時の費用の負担方法については、施行規則か契約書に明記しておかないと後にトラブルの元になりかねないと思います。それについてどうお考えですか。
近藤課長	規則や運用の中でカバーしたいと思います。また、今後の条例改正の機会にも見直しをおこないたいと考えております。
菅原(史)委員	定住化促進住宅についても同じだと思うので、同じように対応したほうがいいと思いますがいかかでしょうか。
近藤課長	併せてそちらも検討します。
戸部委員長	休憩します。(13:55) 再開します。(13:56) 他にございませんか。
	(なしの声)
戸部委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございませんか。  (なしの声)

発言者	発言要旨
戸部委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。</p> <p>採決は挙手によって行います。議案第7号「大潟村集合型村営住宅条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手（4人）】</b></p>
戸部委員	<p>全会一致であります。</p> <p>よって議案第7号は全会一致により可決すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明を求めます。</p>
小野主事	<p><b>【資料に基づき説明】</b></p>
戸部委員長	<p>当局からの説明が終わりました。</p> <p>質疑及び意見を求めます。</p>
松本委員	<p>新旧対照表にある12条において、基本団員から団員へ変更されてその差額が9,000円の差があり、階級が上になるにつれて上がり幅が一律ではないですが、これには係数が決められているのですか。</p>
小野主事	<p>国の定めでは、団員階級は36,500円とされておりますが、その他階級は市町村において業務や職務内容を勘案して標準額と均衡がとれるように定めることとされております。この額は基本団員報酬から団員報酬への増加の割合をかけたものになります。</p>
黒瀬委員	<p>4時間以上の水火災に係る出動は8,000円ベースとのことですが、警戒と訓練に係る出動は2,500円と決めた理由は何ですか。</p>
小野主事	<p>警戒や訓練は2時間程度おこなうものになりますが、1時間あたり約1,000円で計算し、それ以外に準備や片付け、帰宅時間を30分とし、合計で2時間半ということで2,500円と算出しました。</p>
菅原（史）委員	<p>新旧対照表の16条にある基本団員とはすべての階級の人のことですか。</p>

発言者	発言要旨
小野主事	基本団員は団員階級から団長階級までの団員です。それとは別に機能別団員があり、基本団員と機能別団員を分けるため改めました。
菅原（史）委員	定数67名に対し、現在団員が何名で、基本団員、機能別団員はそれぞれ何名ですか。
小野主事	定数67名に対し、現在団員は57名、内訳では基本団員が44名で機能別団員が13名です。
松本委員	団員とは機能別団員が含まれ、第16条に記載される基本団員には機能別団員は含まれないということでしょうか。
小野主事	基本団員は団員階級から団長階級までであり、団員は機能別団員を含む全団員を言います。
松本委員	区別としては、基本団員以外は機能別団員ということだと思いますが、表現が読んで混乱してしまうのではないかと思います。
近藤課長	本文の第3条に区分けの記載があります。 そこには基本団員は機能別団員以外の団員とあります。
菅原（史）委員	定数は67名ということでしたが、これは機能別団員も入れての定数ですか。
小野主事	そのとおりです。
菅原（史）委員	団員が減って機能別団員が増えたとしたら、いびつになるのではないですか。団員と機能別団員の定数は分けることも今後考える必要があるのではないのでしょうか。
小野主事	機能別団員の定数については大湊村消防団機能別消防団員の任務及び身分等に関する要綱に記載があり、15名と決まっております。基本団員の定数は52名です。
戸部委員	休憩します。(14:18)

発言者	発言要旨
	再開します。(14:25) 他にございませんか。
黒瀬委員	警戒、訓練に係る出動とありますが、大会に出るとなればどんな扱いになりますか。この額以外に費用弁償、旅費とか支給されるのでしょうか。
小野主事	大会は訓練という形で出動報酬を、操法大会の場合は出動報酬と旅費を支給します。
戸部委員長	報酬額について、村は他の市町村と比較してどうですか。
小野主事	改正前は団員階級の報酬は他の市町村と比べて比較的高いですが、階級が上がるにつれて差が出てきております。母数が村と違うためです。
戸部委員長	他にございませんか。  (なしの声)
戸部委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございませんか。  (なしの声)
戸部委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手によって行います。議案第8号「大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手(4人)】</b>
戸部委員長	全会一致であります。 よって議案第8号は全会一致により可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について」、当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
近藤課長	【資料に基づき説明】
戸部委員長	<p>当局からの説明が終わりました。 質疑及び意見を求めます。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>ないようですので、討論を終結し、採決いたします。 採決は挙手によって行います。議案第9号「八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	【全員挙手（4人）】
戸部委員長	<p>全会一致であります。 よって議案第9号は全会一致により可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）」について、当局の説明を求めます。</p>
高橋主事 小野主事 石川主任	【資料に基づき説明】
	【丹野委員 途中入場 14:50】
戸部委員長	<p>当局からの説明が終わりました。 質疑及び意見を求めます。</p>
黒瀬委員	<p>歳入の部分で東2・3丁目中央線舗装補修工事に係る社会資本整備総合交付金が要望より減額になった理由は何でしょうか。</p>

発言者	発言要旨
高橋主事	<p>この事業は平成29年度から要望をおこない、平成30年度から実施しているものですが、毎年要望したとおりの額が交付されていないのが現状です。その理由を県に問い合わせたところ、道路の補修についてはどの市町村も要望どおりに交付されていないようです。橋梁に関する補助については重点配分となっているため、要望額どおりになりやすいですが、道路の補修は橋梁補修や災害復旧より優先順位が低く、重点的に配分はしないとのこと。</p>
山田委員	<p>71ページの北の橋改修事業はやらなかったのですか。 工事費はこの減額分くらいだったと思いますが。</p>
高橋主事	<p>北の橋補修工事はすでに実施して完了しております。 これは9月議会で150万円の補正予算でいただいたもので、急遽補修が必要になり、予算計上の段階では概算見積によるものでした。補正予算可決後の工事実施の際に現地調査し、精査したところ、約84万円で決まりましたので、残りを減額するものです。</p>
戸部委員	<p>この工事はどのような内容でしたか。</p>
高橋主事	<p>橋の支承という部分のボルトが数本破損していたため、応急措置として支承の前面にH鋼等により仮受支持を設置しました。これはあくまで応急処置ですので、来年度から補修工事のための調査設計を実施する予定です。</p>
菅原(史)委員	<p>東2・3丁目中央線舗装補修工事について、当初予定の施工延長432mで予算をとったと思います。しかし交付額が少なかったことにより、220mへ延長を変更したとのことですが、これは、村から432m施工しますということに対して国からその半分の施工延長しか認められなかったということでしょうか。また、すべての社会資本の事業合わせてこの交付決定額というのではなく、東2・3丁目舗装補修工事という事業に対して決定された額ということでしょうか。</p>
高橋主事	<p>おっしゃるとおり、この決定額は東2・3丁目中央線舗装補修工事をおこなおうとする一級幹線排水路沿線ほか改修事業に対してのものです。ただ、施工が半分しか認められなかったということではありません。今年度は約1,900万円で決定されました。</p>

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	1,900万円交付決定されたということですか。
高橋主事	失礼いたしました。1,900万円とは工事費のことでした。工事にかかった費用の約53%が交付額になります。
菅原（史）委員	この路線については残り約200mですが、来年度にすべて完成させる予定ですか。その分の財源は見込んでますか。
高橋主事	来年度については残りの約210mで要望しております。その要望に対する交付額の内定が年度末に発表されます。これまでの実績から、要望どおりに決定されないことは予想されますが、決定額を考慮して、村の負担を増やしてでも残りの施工を完了させるのか、またはもう1年延長するのか検討します。
菅原（史）委員	<p>参考までにわかる範囲でいいのですが、今回432mから約半分の延長分しか交付決定されなかったのですが、この決定には何か基準があるのでしょうか。単に要望の半分しか交付されないのか、工法によって線引きされるのか、いかがでしょうか。</p> <p>国の判断なので仕方ない部分はあると思いますが、どのくらいの額が決定されるのか予想できないと財源の確保の予定が立てづらいと思いますので。</p>
高橋主事	<p>決定額の基準や割合は以前県にも確認しましたが、基準はないとのことでした。これまでの実績を見ていると、前年度と大きく増減がないような額で決定されているように思います。また、工法によって決定額が変わることはありません。</p> <p>なお、先ほど説明しました、この一級幹線排水路沿線ほか改修事業に対する今年度の交付額は1,174万4千円でした。訂正します。</p>
戸部委員長	他にございませんか。
山田委員	69ページの負担金補助及び交付金にある秋田八郎潟線道村大川線改良整備期成同盟会の趣旨はどのようなものでしたか。
高橋主事	この同盟会は周辺の6市町村が加入しており、県道道村大川線等の改良整備を県やその他機関に要望をおこない、利用者の安全確保、地域の活性化を

発言者	発言要旨
	達成しようとするものです。
山田委員	道村というのは若美のことですか。この道村とは何を指しているのか教えてください。
高橋主事	道村大川線とは県道男鹿八竜線から若美のカントリーへの路線と、通称菜の花ロードも同じく道村大川線となっております。
丹野委員	昔ごみ焼却炉ができる前からその周辺を道村と呼んでいるようです。これは昔からの呼び名です。
戸部委員	休憩します。(15:10) 再開します。(15:12)
丹野委員	東2・3丁目中央線舗装補修工事についてですが、従来の工事はアスファルトをはいで砂利を入れ直すといった工法でしたが、この工事に関しては深く掘って施工しております。それは沈下がひどくてなのか、それともこの工法でないと交付金がもらえないとか理由がありますか。
高橋主事	理由は地盤が弱いからです。この事業自体は平成29年度から始まり、平成30年度にこの路線においてCBR調査をおこないました。その結果、道路の下の部分である路床という部分の支持力が弱いという結果になったため、路床を改良し道路を改修するという設計となりました。
丹野委員	この路線は過去にも工事しているはずで、その時は違った方法だったと思いますが。
石川主任	過去にこの路線の一部において施工があったと思います。その時は凍上災といって冬期の気温の寒暖差により路面が広く亀甲状に割れたことから、現状復旧という目的で施工しました。先ほどの担当者からの説明があった工事は道路の路床から改良しようというのですが、過去におこなった工事は目的が違い、割れた表層を現状復旧するものです。
丹野委員	わかりました。今後は場所によっては調査をおこない、同じように改良していくことはありうるという認識でよろしいですか。

発言者	発言要旨
高橋主事	<p>おっしゃるとおりです。今回の改良工事は災害に強い道路をつくるということも目的の1つです。当然、傷みがあるので補修しようということも目的ですが、改良することで傷みにくく、より安全な道路となりますので、今後とも必要な箇所には続けてまいります。</p>
丹野委員	<p>私の住区の前の道路がまだ施工していないので、今後よろしくをお願いします。</p>
山田委員	<p>55ページの無代掻き栽培等補助金について、現状と今後の事業はどのように継続するのか説明をお願いします。</p>
石川主任	<p>今年度から無代掻きの補助について県の方針は、過去3回補助を受けた方については導入の目途がついて自立したとして見直しがかかったところです。</p> <p>令和3年度の補助対象実績は118.2haで、これは導入して3年以内の方の取り組み面積とあっていいと思います。自立した方がどれほど継続したかは県と村で現地を確認したところ、全体で推定420haを村内で取り組んでいるという結果となりました。県の八郎湖水質改善計画には中央増反地では目標500haという1つの指標があり、これに向けて取り組んでいただいているものと思っております。</p> <p>来年度の話になりますが、県では継続して今年度と同等の内容で助成するとしておりますので、村も同じように継続したいとは考えているところです。</p> <p>なお、産業振興課の担当になりますが、環境保全型農業直接支払交付金に無代掻きの取り組みに対するメニューが設定されたと県から情報がありました。産業振興課から来年度予算の説明のときに説明があると思いますが、3年以上継続してきた方に対して補助の受け皿が増えていると認識しております。</p>
山田委員	<p>無代掻きは八郎湖の水質改善にもいいことなので増えてほしいと思います。その環境保全型農業直接支払交付金は決定ということですか。</p>
石川主任	<p>産業振興課から直接聞いてはいませんが、国・県のほうで令和4年度から決定したとは聞いております。しかし、そのことについては産業振興課に問合せをお願いします。</p>

発言者	発言要旨
戸部委員長	他にございませんか。  (なしの声)
戸部委員長	休憩します。(15:20) 再開します。(15:35)
戸部委員長	続きまして、議案第37号「令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案(5)」について、当局の説明を求めます。
渡辺主査	【資料に基づき説明】
戸部委員	当局からの説明が終わりました。 質疑及び意見を求めます。
松本委員	確認ですが、ろ過池の陥没は原因がわかって対策方法の結論は出ておりますか。
渡辺主査	現在調査をおこなっております。本日からろ過池を掘って砂利層等の調査が始まっております。
松本委員	それでは年度内に調査が完了して、対策方法も年度内に決まるということですか。
渡辺主査	調査自体は年度内に終わりますが、分析をおこなって結果が出るのは5月末日としております。
山田委員	浄水場ろ過池更正事業のおよそ4,600万円減とは工事をおこなわなかったということですか。
渡辺主査	この事業は設計と工事からなっており、設計は実施しましたが、工事はおこないませんでした。
近藤課長	補足します。先ほど説明したとおり、ろ過池はNo.1、2、3と3つあり、1と3は令和2年度に更正工事をおこないました。2の方が水質が安定して

発言者	発言要旨
	いるため、今年度は様子見として来年度に改めて実施予定です。
山田委員	現在調査中とのことですが、4月くらいには砂利が陥没した原因がつかめますか。
渡辺主査	原因がわかるのは5月末日です。今月中に終わるのは砂利層を掘る調査のほうです。
近藤課長	現在はろ過池の層の厚さ、サンプル採取といった調査をおこなっております。
菅原（史）委員	ろ過池の分は基金として積み立てるということでしたが、この基金が来年度の工事の財源になるのでしょうか。
戸部委員長	休憩します。（15：53） 再開します。（15：57）
渡辺主査	基金は財源になっておりません。この基金は浄水場の老朽化しているろ過池の電気関係設備の更新に充てる予定です。
丹野委員	設計は終わっているとのことですが、来年度の工事にその設計は活かせるのですか。それともやり直しですか。
渡辺主査	設計した業者の話では、労務単価の変更程度はおこなっていただけとのことでした。しかし、現在おこなっている調査の結果次第では工事内容が変わり、設計のやり直しも必要になる場合があります。
丹野委員	調査結果によっては設計をやり直し、軽微であれば単価の修正で済むということですね。
戸部委員長	設計委託費はいくらでしたか。
渡辺主査	約200万円ほどです。
菅原（史）委員	設計委託の開始と完了はいつでしたか。

発言者	発言要旨
渡辺主査	6月くらいに開始し、8月下旬に完了しました。そして9月に工事を実施しようとしたところ陥没が発生しました。
黒瀬委員	一般会計繰入金について、減額した結果の残額を基金に積み立てるとのことでしたが、一般会計からの繰入金が残っているのはどんな理由ですか。
渡辺主査	一般会計繰入金は起債の償還金に充てる部分を残しております。前回の委員会でも少しお話ししましたが、起債の交付税措置を受けるために繰入をおこなう必要があり、その部分を残しております。それ以外は基金として積み立てております。
黒瀬委員	起債の関係の繰入金以外は一度戻すということですね。
渡辺主査	そのとおりです。
戸部委員長	ほかに質疑ございませんか。  (なしの声)
戸部委員長	ないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論ございませんか。  (なしの声)
戸部委員長	ないようですので、討論を終結し採決をいたします。 採決は挙手によって行います。議案第37号「令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案(5)」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  <b>【全員挙手】</b>
戸部委員長	全会一致であります。よって議案第37号は全会一致により可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案(3)」について、当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
渡辺主査	【資料に基づき説明】
戸部委員長	当局からの説明が終わりました。 質疑及び意見を求めます。
山田委員	下水道に雨水が流入することがありましたが、その後その問題は改善されましたか。
渡辺主査	下水道管渠改築工事をおこなっておよそ7年になりますが、7年前の担当者の話ではかつては雨が勢いよく降ると水位が高くなり、マンホールから溢れる勢いでしたが、現在はそのようなことはないので確実に雨水等の流入は減っていると認識しております。
丹野委員	流入量が減っていることはわかりました。 現在、新築住宅では排水管は塩ビですが、古い住宅は土管で継ぎ合わせだったりします。そのような古い住宅の宅地内の排水管や枡を更新するように役場からお願いすることはできませんか。
渡辺主査	村で管理できるのは公設枡より下流です。宅内の設備はその所有者がおこなうこととなっています。費用負担を伴うことなので難しいです。
菅原(史)委員	公債費790万円の減について、理由をもう一度説明をお願いします。
渡辺主査	公債費の元金と利子の基となるのは財政担当から提供された償還金データを基にしております。私が昨年度財政担当をしていたとき提供したデータに、含まなくてもよい償還額も入れていたため、その分多く予算化してしまいました。
菅原(史)委員	このことによって実際に他に影響はありますか。
渡辺主査	ありません。
戸部委員長	ほかに質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
戸部委員長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようですので、質疑を終結し討論に入ります。 討論ございませんか。</p>
戸部委員長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようですので、討論を終結し、採決をいたします。 採決は挙手によって行います。議案第38号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案(3)」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
戸部委員長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全会一致であります。よって議案第38号は全会一致により可決すべきものと決しました。 休憩します。(16:21)</p>



発言者	発言要旨
小野主査 小貫主任 米谷主査 角田主事	<p>【 一般会計補正予算書に基づき説明 】</p> <p>( 1 6 : 5 5 休憩 )            ( 1 6 : 5 6 再開 )</p>
戸部委員長	<p>あらかじめ委員会の時間を 3 0 分延長したいと思います。            ご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>それでは 1 7 : 3 0 まで延長します。            ただ今、当局より説明のありました事について、質疑を行います。            質疑ございませんか。</p>
山田委員	<p>高齢者救急通報システム実証事業について、委託先はどこですか。また、            どういったシステムなのか説明をお願いします。</p>
角田主事	<p>セコム株式会社に委託しており、システムについては 2 種類ございます。            ひとつは自宅で使用する緊急通報システムとなります。ペンダント型の            もので、緊急時には、必要に応じてセコムが駆けつけ、緊急連絡先に登録            されているご家族への連絡、救急車の手配などを行います。</p> <p>ふたつめは携帯端末型のもので、自宅以外の場所でも使用できます。au            の電波が届く範囲で利用することができるため、例えば田んぼやハウスな            どで緊急事態が起きても対応することができます。</p>
山田委員	<p>何名くらいが利用していますか。また、事業の効果はどうでしたか。</p>
角田主事	<p>対象者はひとり暮らしの高齢者の方で、現在 5 人の方にご利用頂いてお            ります。11 月末にアンケートを実施したところ、自宅や田んぼで急に倒れ            たりした場合でも速やかに連絡ができるため、安心感があるとの回答をい            ただいております。</p>

発言者	発言要旨
山田委員	今年度は 5 人の方が利用されているとのご説明でしたが、来年度以降の事業展開はどのようにお考えでしょうか。
角田主事	来年度につきましては、10 人分の予算措置をして本格導入をしていきたいと考えております。非課税世帯、生活保護世帯については無料で、課税世帯については月額 1,000 円程度での導入を予定しております。
丹野委員	緊急時に適切に連絡ができるのかテストは行っていますか。また、田んぼやハウス等でしっかり電波が届くのか検証はされていますか。
角田主事	利用者が誤って端末を冷蔵庫に挟んでしまったという事例がありましたが実際にセコムが駆けつけており、自宅からの緊急連絡については問題なく機能しております。また、電波の届く範囲は実際に検証したわけではありませんが、au の電波の届く範囲ということなので屋外についても問題はないと考えております。
北嶋課長	テストというよりは、実際に使える状態になっております。
丹野委員	システム自体が実用段階であることは分かりました。ただ、携帯電話でも場所によっては電波が入りづらいところがありますので、緊急時にそういったことがないか少し気になりました。 事業内容はすばらしいものだと思います。
松本委員	以前アルソックの同様のシステムを利用していたことがありますが、委託先にセコムが選定された理由を教えてください。 また、いざというときに見守りができなかったということがないよう、電波の届く範囲は確認しておく必要があると思いますが、どうお考えですか。
小野主査	委託先をセコムに選定したのは、村に事業所があり不測の事態にも迅速に対応できると考えたためです。また、セコムの電波は au のものを使っております。
松本委員	アルソックもたしか八郎潟町に事業所があったはずなので、不測の事態への対応は問題ないと思います。

発言者	発言要旨
	<p>料金やその他の条件などもあるでしょうが、次年度以降の選択肢に加えてもいいと思います。どこの電話会社の電波を使用してもかまいませんが、電波の届かないところで何かがあっては困るので、是非確認をお願いしたいと思います。</p>
角田主事	<p>長時間電源が入ってない状態が続くと連絡が行く機能もありますので、電波の届く範囲と併せて今後確認することとします。</p>
松本委員	<p>老人福祉費補助金について、増額となった理由を教えてください。 コロナ関連で新設された補助金なのか、もともとそういう補助金があったのでしょうか。</p>
小野主査	<p>コロナ関連で新設された補助金ではありません。 ケアハウスの定員によってメニューが異なる補助金で、定員 29 名以下の小規模施設に適用される、当初予定していたものより条件のよいメニューでの交付が受けられることが県より提示されたために、そちらの補助金を活用することとなりました。</p>
菅原（史）委員	<p>保健センター費の時間外手当の増額についてですが、コロナワクチン接種関係の業務や、ネウボラ事業等でたいへん多忙だと思います。業務についてはかなり負担に感じているのではないですか。</p>
小貫主任	<p>1 年目でいきなりコロナ禍という状況、また、初めての事業でもあり、慣れた職員もいなかったため負担に感じることもありました。 時間外手当については、保健センター職員のほかに、コロナワクチンの休日接種の際の役場の他部署の職員の分も計上されていることも増額となった理由です。</p>
北嶋課長	<p>当初予算の段階では 3 回目のワクチン追加接種が想定されていなかったというのも時間外手当の増額の要因となっています。</p>
菅原（史）委員	<p>たいへんな時期にがんばってくれたと思います。今後も 4 回目の接種等が実施されることもあるかと思いますが、これまでの業務で流れは分かったと思いますので、よろしく申し上げます。 おつかれさまでした。</p>

発言者	発言要旨
山田委員	<p>高齢者等配食サービス扶助費とはどのような内容のものでしょうか。 また、来年度の事業展開をどうお考えですか。</p>
小野主査	<p>社会福祉協議会で30名ほどが利用しております。そのうち、65歳以上で、 単身、障がい者、村民税均等割が非課税等の条件を満たす方について、配 食サービス1回につき半額補助を実施しております。</p> <p>当初の段階では5名分の予算を計上しており、2名が該当になり、途中1 名が利用を止めたことによる減額となっております。来年度につきましても 同額で予算措置し、今年度と同様に事業を行ってまいります。</p>
山田委員	<p>30名ほどの利用者がいるというご説明でしたが、補助対象外の方の人数 は把握していますか。</p>
小野主査	<p>補助対象外の方の人数については把握しておりません。</p>
戸部委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>ここで本日の審議を終了し、休憩とします。 再開は、3月11日の9時とします。</p> <p>(17:18休憩)</p>

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会  
 令和3年度大潟村生活福祉教育常任委員会 会議記録  
 【 生活環境課 】

招集年月日	令和4年3月10日（木）		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和4年3月11日（金） 9:00 ～ 9:03		
出席委員 （6名）	委員長 戸部 誉	副委員長 松本 正明	委員 山田 照雄
	委員 黒瀬 友基	委員 菅原 史夫	委員 丹野 敏彦
欠席委員 （0名）			
出席職員 （1名）	【生活環境課】 主事 高橋 真也		

付託事件	議案第7号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）
	議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について
	議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）
	議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案（2）
	議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案（2）
	議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案（1）
	議案第37号 令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案（5）
議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案（3）	

発言者	発言要旨
戸部委員長	再開します。（9:00） 昨日に引き続き会議を再開します。 福祉保健課部分の審査に入る前に、昨日の生活環境課部分の審査の中で報告していない部分がありましたので、当局より説明があります。
高橋主事	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
戸部委員長	<p>当局からの説明が終わりました。            質疑及び意見ございませんか。</p> <p>なしの声</p>
戸部委員長	<p>ないようですので、福祉保健課部分の審査に入ります。</p> <p>(9 : 03)</p>

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会  
生活福祉教育常任委員会 会議記録  
【 福祉保健課 】

招集年月日	令和4年3月10日（木）		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和4年3月11日（金） 9：03～10：05		
出席委員 （6名）	委員長 戸部 誉	副委員長 松本 正明	委員 山田 照雄
	委員 黒瀬 友基	委員 菅原 史夫	委員 丹野 敏彦
欠席委員 （0名）			
出席職員 （5名）	<b>【福祉保健課】</b> 課長 北嶋 学      主査 小野 朋也      主査 米谷 朋浩 主事 木阪 望 <b>【診療所】</b> 専門員 伊藤 茂美		

付託事件	議案第7号 大潟村集合型村営住宅条例案
	議案第8号 大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第9号 八郎湖周辺清掃事務組合格約の一部変更について
	議案第31号 令和3年度大潟村一般会計補正予算案（6）
	議案第32号 令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案（2）
	議案第33号 令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第34号 令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案（3）
	議案第35号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案（2）
	議案第36号 令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案（1）
	議案第37号 令和3年度大潟村水道事業特別会計補正予算案（5）
議案第38号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案（3）	

発言者	発言要旨
戸部委員長	（9：03） それでは、議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案」

発言者	発言要旨
	<p>について、当局の説明をお願いします。</p>
伊藤専門員	<p>【 診療所特別会計補正予算書に基づき説明 】</p>
戸部委員長	<p>ただ今、当局より説明のありました事について、質疑を行います 質疑ございませんか。</p>
黒瀬委員	<p>その他診療収入の増について、増額分はすべてコロナ関係のものですか。 また、当初予算にはコロナ関係の収入は含まれていなかったのでしょうか。</p>
伊藤専門員	<p>実施月の翌月に請求し、2ヶ月遅れで支払われます。収入まで時間がかかることもあり、金額がはっきりしておりませんでした。増となった1,300万円のうち、約1,200万円がコロナワクチン接種料金としてすでに収入されております。2月分以降の分については補正予算には計上しておりません。 また、当初予算ではコロナ関連の収入は見込んでおりませんでした。</p>
丹野委員	<p>実施した翌月に請求し、2ヶ月後に支払われるとのご説明でしたが、2ヶ月後というのは実施してからですか。</p>
伊藤専門員	<p>請求してから2ヶ月後です。実施してからは3ヶ月後となります。 国保連合会を通じて支払われます。</p>
戸部委員長	<p>ほかにありませんか。  (なしの声)</p>
戸部委員長	<p>質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。  (なしの声)</p>
戸部委員長	<p>討論を終結し、採決を行います。議案第32号「令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

発言者	発言要旨
戸部委員長	<p>【 全員挙手 】</p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 32 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 33 号「令和 3 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。</p>
菅原（史）委員	<p>【 国民健康保険事業特別会計補正予算書に基づき説明 】</p> <p>一般被保険者療養給付費と高額療養費の増額補正分の財源は全額県から交付されることですが、国保税の収入見込みが減となっても、普通交付金で補填されるということによろしいですか。</p>
米谷主査	<p>保険給付費の財源は全額県の普通交付金から充当されるため、年度内の医療費の増により国保税が影響を受けるということはありません。</p>
菅原（史）委員	<p>それでは国保税収入が見込みよりも少なくなったとしても、保険給付費の増となった分は県から交付されるのでそれほど心配しなくてもいいということですか。</p>
米谷主査	<p>保険給付費は全額県から交付されるため、年度内の医療費の増により国保税も増となるということはありません。</p> <p>医療費以外の部分で大幅に歳出が増となるような場合は国保税にも影響は出ると思いますが、そのようなケースは考えづらいです。</p>
丹野委員	<p>今回出産育児一時金が減額されていますが、当初予算計上時では 20 人分の予算が計上されています。当初予算時点における出産育児一時金の積算根拠があれば教えてください。</p> <p>例えば、保健センターから年間の出生見込みを聞くとか、会議で過去のデータなどをとに相談しているとか、どのようにして決定しているのでしょうか。</p>
米谷主査	<p>当初予算時点では、年間分の出生数を見込むことが困難であるということもあり、例年 20 人分の予算を計上しております。</p>

発言者	発言要旨
北嶋課長	<p>人口維持の観点からの目標数値として、当初予算の段階では出産育児一時金を 20 名分としております。</p> <p>年度末になり具体的な出生見込みが把握できる段階で保健センター等と連携を図り、また当課の出生届の実績をもとに、出生者の実数に併せて補正対応をしております。</p>
戸部委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>討論を終結し、採決を行います。議案第 33 号「令和 3 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><b>【 全員挙手 】</b></p>
戸部委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 33 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 34 号「令和 3 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。</p>
木阪主事	<p><b>【 介護保険事業特別会計補正予算書に基づき説明 】</b></p>
黒瀬委員	<p>在宅医療・介護連携推進事業費が今回の補正により 0 円となっておりますが、理由を教えてください。昨年度も最終的に 0 円となったと記憶しておりますが、問題はないのでしょうか。</p>
木阪主事	<p>村民の方に不利益になるようなことはありません。こちらの予算については、入院していた患者さんが退院して在宅で介護を受けるような場合に医療と介護の連携システムのための予算となっております。</p>

発言者	発言要旨
	<p>今年度については負担金が発生するほどの経費がかからなかったため、0円となりました。</p>
菅原（史）委員	<p>財政調整交付金は何に対して交付されるのでしょうか。介護保険料の増減によるものなのか、歳出の保険給付の増減によるものなのか、交付条件等について教えてください。</p>
木阪主事	<p>歳入・歳出のバランスが悪くならないように交付されるもので、基金の積立状況、保険料の収納状況等により交付されます。他市町村との介護財政不均衡の解消の目的で交付されるものです。</p>
戸部委員長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>討論を終結し、採決を行います。議案第34号「令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p>
戸部委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第34号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第35号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。</p>
小野主査	<p>【 介護サービス事業特別会計補正予算書に基づき説明 】</p>
菅原（史）委員	<p>サービス収入の増の理由については介護報酬の単価アップとの説明でしたが、デイサービスなどはコロナの影響で利用者が減となるようなことはなかったのでしょうか。</p>

発言者	発言要旨
小野主査	<p>コロナ禍でも利用者が増えたのか、どうだったのでしょうか。</p> <p>デイサービスの利用者数については例年の実績等から当初の段階では月平均8.5人分と見込んでおりました。実績では月平均9.3人分となり、0.8人分の増となりました。</p>
菅原（史）委員	<p>当初の見込みよりも利用者が増えたということですね。コロナの影響でショートステイ等も含めサービスの利用停止などはしなかったのでしょうか。</p>
小野主査	<p>コロナの影響によるサービスの利用停止はしていません。</p>
黒瀬委員	<p>ひだまり苑財政調整基金へ900万円の積立を実施するとのことですが、基金残高は現在どれくらいありますか。</p> <p>また、金額的に900万円は多いものでしょうか。</p>
小野主査	<p>基金の残高としては令和2年度末で100万円です。今回の補正額900万円と当初予算の100万円、併せて1,000万円の積立を行いますので、令和3年度末では1,100万円の残高となります。</p> <p>積立額については、その年度の会計の財政状況にもよりますが、今回は900万円の増となりました。</p>
山田委員	<p>積立金の目的はなんですか。</p>
小野主査	<p>大規模な補改修事業等が必要になったときなどに備えるためです。</p>
戸部委員長	<p>ほかにありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>討論を終結し、採決を行います。議案第35号「令和3年度大潟村介護サ</p>

発言者	発言要旨
	<p>ービス事業特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>【 全員挙手 】</p>
戸部委員長	<p>全会一致であります。</p>
	<p>よって、議案第 35 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。次に、議案第 36 号「令和 3 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について当局の説明をお願いします。</p>
木阪主事	<p>【 後期高齢者医療特別会計補正予算書に基づき説明 】</p>
戸部委員長	<p>質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>討論を終結し、採決を行います。議案第 36 号「令和 3 年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>【 全員挙手 】</p>
戸部委員長	<p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第 36 号は、全会一致により、可決すべきものと決しました。暫時休憩いたします。</p>
	<p>(10 : 04 休憩)</p>

令和4年第2回（3月）大潟村議会定例会  
生活福祉教育常任委員会 会議記録  
【 教育委員会 】

招集年月日	令和4年3月10日（木）		
招集場所	役場2階 「特別会議室」		
開会日時	令和4年3月11日（金）10:15 ～ 10:48		
出席委員 （6名）	委員長 戸部 誉	副委員長 松本 正明	委員 山田 照雄
	委員 黒瀬 友基	委員 菅原 史夫	委員 丹野 敏彦
欠席委員 （0名）			
出席職員 （13名）	<b>【教育委員会】</b> 教育長 北林 強      次長 石川 歳男      主査 小林 豊 主任 荒関 智彦      主任 平ノ内 亮      主任 今野佳奈子 主任 畠山 友伴      主事 太田 翼      主事 竹田 美輝 <b>【生活環境課】</b> 課長 近藤 比成      主事 高橋 真也 <b>【福祉保健課】</b> 課長 北嶋 学      主事 角田 伸代		

付託事件	議案第7号	大潟村集合型村営住宅条例案
	議案第8号	大潟村非常勤消防団員の定員、服務、任免、給与等に関する条例の一部を改正する条例案
	議案第9号	八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更について
	議案第31号	令和3年度大潟村一般会計補正予算案
	議案題32号	令和3年度大潟村診療所特別会計補正予算案
	議案第33号	令和3年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
	議案第34号	令和3年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
	議案第35号	令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
	議案第36号	令和3年度大潟村後期高齢者医療特別会計補正予算案
	議案第38号	令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

発言者	発 言 要 旨
	再開（10:15）

発言者	発言要旨
戸部委員長	再開いたします。 議案第 31 号「令和 3 年度大潟村一般会計補正予算案」について当局の説明を求めます。
小林主査 荒関主任 今野主任 畠山主任 太田主事	【 議案第 31 号について当局説明 】
戸部委員長 黒瀬委員	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑はございませんか。 小中学校と園の電気代について、当初予算額はどちらもさほど変わらないにもかかわらず、今回の補正予算でこども園が増額しないのはなぜですか。
畠山主任	こども園の空調は電気を原動力とする地中熱利用システムをメインとし、場所に合わせて電気エアコンを使用しています。冷暖房にかかる費用は電気代のみで、もともと当初予算では余裕をもった予算取りをしているため、既存予算で電気料の値上がりに対応できたものです。
山田委員	東北高校駅伝競走大会実施事業について、今年度大会が実施されたということですか。
太田主事	東北高校駅伝は令和 4 年度に大潟村で開催予定となっており、令和 3 年度の事業では、山形県で開催された大会の視察を行いました。
山田委員	大会開催日はいつですか。
北林教育長	令和 4 年 11 月 9 日、10 日です。
黒瀬委員	学校給食費の賄材料費の減額には、臨時休校等の影響は含まれていますか。また臨時休校等による材料費やキャンセル料はどのようになっていますか。
今野主任	今回の補正予算には、減額を計上した時点で発生している状況を加味して見込み額を計算しています。

発言者	発言要旨
	<p>臨時休校及び学年閉鎖になった場合の食材については、小中学校が全て休校となることなく、給食を食べる児童生徒、及び教職員が常に存在していたため、食材の賞味期限を考慮しながらメニューの工夫をし、ほとんど廃棄食材もキャンセル費用も発生しなかった、と栄養教諭から報告を受けています。</p>
黒瀬委員	<p>例えば、すでに学校に届いてしまった牛乳は、キャンセルしたと思うのですが、そのキャンセル費用はどこから賄ったのですか。</p>
今野主任	<p>今回は牛乳も廃棄はほとんど出ていません。牛乳は何日間か日持ちしますので、小学校の休校期間中に届いてしまった牛乳は中学校の生徒と教職員分に回しました。この対応をしている期間、小学校の牛乳の注文を止めたので、うまくやりくりし、無駄が出ることはなかったそうです。</p>
戸部委員	<p>小中学校費における会計年度任用職員の報酬が減額されていますが、要因は人員不足でしょうか。また、これにより学校現場で不利益が発生しなかったかどうか教えてください。</p>
今野主任	<p>人件費を担当している総務企画課の説明によると、当初予算で時間外勤務手当を多めにしているため、実績見込みに基づく減額であることが要因の一つです。もう一つは、会計年度任用職員の12月期末手当の率引き下げが要因となっています。</p> <p>支援員や事務補助等の人員不足はなく、年度当初から必要な人数が配置されています。</p>
菅原(史)委員	<p>在宅子育て応援商品券交付金の減額1,400千円について、実績の見込みに伴う減額との説明でありましたが、それにしても金額が大きいと思いました。どのような要因があったのか教えてください。</p>
畠山主任	<p>当初予算における計画では、不足が無いように出生数を多めに見込んでいましたが、予想以上に出生数が少なかったことや、今年度は対象となる未就園児がこども園に途中入園するケースが多かったことが要因です。</p>
菅原(史)委員	<p>商品券の使用率を教えてください。</p>

発言者	発言要旨
畠山主任	毎年 95～97%程度の使用率であり、今年度も最終的には同程度の使用率になるものと見込んでいます。
山田委員	干拓博物館の案内ボランティアは何人登録していて、案内件数は年間どれくらいですか。
荒関主任	案内ボランティアの会の会員数は 21 名の村民の方です。今年度の案内件数は今日時点で 53 件、人数にすると 1,490 人です。
山田委員	男鹿を案内することもありますか。
荒関主任	<p>お客様の中には、大潟村と男鹿市をまたいで案内を希望する方もいます。その場合は、「男鹿半島・大潟ジオパークガイドの会」と連携し、男鹿のガイドは「男鹿半島・大潟ジオパークガイドの会」へ引き継いでいます。</p> <p>したがって、大潟村案内ボランティアの会が村外でガイドをすることはありません。</p>
丹野委員	学校の光熱水費の増額について、灯油を使った暖房設備は学校にありますか。
今野主任	学校の暖房設備に灯油は使用していません。小さい灯油ストーブもありません。メイン暖房はガスで、ガス暖房をつけ始めてから温まるまでの間にエアコンを使用することもあります。
丹野委員	それでは光熱水費の内訳は電気代とガス代ということですね。ガス代も値上がりしているのですか。
今野主任	電気代、ガス代ともに、燃料調整費単価が値上がりしています。特に電気の値上がり幅が大きく、これに加えて、使用量が4月から年間を通して毎月微増となっていることもあり、電気代の値上がりの影響が大きいです。
松本委員	以前の委員会で、学校では電気、ガスの使用量が急増しないよう、日々工夫して使用していると伺いました。今回電気・ガス代が増額となったことは、それらの取り組みをもってしても抑えることができないほどの値上がりであり、何の工夫もしていなければ、もっと費用がかかっていた、ということ

発言者	発言要旨
今野主任	<p>でしょうか。</p> <p>光熱水費は値上がりしていく傾向にあると思うのですが、これから先もかなり上がるのでしょうか。</p> <p>小中学校では、ガス暖房で全体が温まるまでエアコンを使用して、温まってきたところでエアコンを止め、ガス暖房の使用を抑える、という工夫をしています。これがどの程度、費用を抑える効果があるのか検証は難しいですが、この努力がなければ、暖房費用はもっとかかっていると思います。</p> <p>電気代の燃料調整費単価をみると、令和3年1月は-294銭で、割引されていました。それが今年の1月には79銭となっています。単価は少額ですが、電気使用量をみると59,000kWhですので、金額に大きく影響します。また、ICT機器類が関係していると思うのですが、使用量自体が増加してきていることも、電気代が嵩んできている要因となっています。</p> <p>東北電力の話では、今は燃料調整費単価の値上げに留めているが、今後は基本料金単価の値上げをお願いしなければならない状況だ、とのことでしたので、今後さらに電気代は上がる可能性があると考えています。</p>
丹野委員	<p>国際情勢の影響を受けて、今後も光熱水費があがっていくことが予想されますが、これについて国や県に対して負担軽減のための助成の要望等を上げていくような動きはないのでしょうか。</p>
石川次長	<p>国、県からの情報はありません。こちらから要望する動きも今のところありません。</p>
北林教育長	<p>今後教育長会議で議題に上った場合は、現状を把握し、機会があれば要望していきたいと思います。</p>
戸部委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>ないようですので、質疑を終結します。</p> <p>討論に入る前に休憩します。</p> <p>当局は関係課の課長を招集して下さい。(10:45)</p>

発言者	発言要旨
戸部委員長	<p>再開いたします。(10:47)</p> <p>討論を行います。討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
戸部委員長	<p>それでは討論を終結し、採決を行います。</p> <p>議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」の、当生活福祉教育委員会に関する部分について、原案の通り賛成する方の挙手を求めます。</p>
戸部委員長	<p><b>【 全員挙手 】</b></p> <p>全会一致であります。</p> <p>よって、議案第31号「令和3年度大潟村一般会計補正予算案」は、全会一致により、可決すべきものと決しました。</p> <p>以上で、当委員会に付託された全ての議案については審議を全て終了します。(10:48)</p>